

税務行政の現状と 通貨行政及び 酒類行政について



【講師】大阪国税局長 木村 秀美

本稿は、去る令和6年9月24日の「局長講演会」における講演内容を要約したものです。

大阪国税局長の木村秀美でございます。

納税協会、納税貯蓄組合連合会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、心から御礼申し上げます。

今日は、「税務行政の現状と通貨行政及び酒類行政」について、お話しさせていただきます。

1 はじめに

(我が国の財政状況)

まずは、我が国の財政状況についてご説明いたします。

令和6年度一般会計歳出総額は、112.6兆円であり、令和6年度予算を特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、歳出総額は、約1.7倍に拡大し、高齢化等の影響により社会保障関係費が約3.3倍に増えております。一方、一般会計税収は、令和6年度予算では69.6兆円が見込まれており、不足分は特例公債等で賄うこととなります。

次に、一般会計歳出の推移については、増加傾向であり、平成22年度頃からは100兆円前後の規模です。特に、令和2（2020）年度には147.6兆円と、新型コロナの感染拡大以降、度重なる経済対策により、歳出はこれまでにない規模で大幅に拡大しています。

一方、税収の推移は、バブル経済が崩壊した平成2（1990）年度を境に伸び悩み、リーマンショックの影響等により、平成21年度には38.7兆円まで減少しましたが、その後増加に転じ、近年は平成2年度のバブル期を超えるところまで来ており、令和6年度予算では69.6兆円となっております。

バブル経済崩壊以降、我が国の財政状況は、コロナ禍への緊急的な対応としての財政出動により、一段と深刻な状況です。

当局におきましても、限られた人員、予算の制約の中で、「適正・公平な課税・徴収の実現」を図るため、これまで以上に効果的かつ効率的な税務行政の運営に取り組んでいかなければならないと考えております。

(国税庁の組織理念)

国税庁の組織理念についてですが、国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、財務省設置法において「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています。

我が国は、納税者の一人一人が、自ら申告・納税を行う申告納税制度を採用しており、この制度が適正に機能するためには、納税者が高い納税意識を持ち適正に履行することが肝要です。

適正な申告納税制度の実現と税知識の普及に向けて大きな役割を果たしておられる皆様は、大切なパートナーであると感じておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」に基づき、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた、3つの柱に基づいて、税務行政のDXを進めております。

まず、「納税者の利便性の向上」は、“納税者目線”を大切にして、スマートフォンなどの日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

次に、「課税・徴収事務の効率化・高度化」は、国税当局がAIやデータ分析、オンラインツール等を活用するなどデジタル化を進め、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指します。

最後に、新たに追加された「事業者のデジタル化促進」は、デジタル関係施策の周知・広報や、関係団体等と連携・協力したデジタル化の機運醸成など、事業者のデジタル化を促進する施策に取り組んでおります。

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化を推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、国税当局もその一員として取り組んでおります。

税務手続段階におけるデジタル化のみならず、事業者の方々が日頃行う業務や事務処理から申告・納税までの一貫したデジタル処理により、事業者の正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上など様々なメリットが期待されます。

納税協会の皆様方におかれましても、会計ベンダによる最先端技術を紹介するデモンストラクション等、様々な取組を実施いただいておりますこと、この場をお借りして、お礼申し上げます。

3 e-Taxの利用拡大

続いてはe-Taxの利用拡大についてご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指すためには、e-Tax（国税電子申告・納税システム）が不可欠となります。

e-Taxは、納税者利便の向上を支えるインフラとして非常に重要であり、国税に関する各種手続について、インターネットを通じて電子的に行える仕組みで、税務署に出向くことなく、自宅から①申告、申請書等の提出や、②納税を行うことができるシステムです。

e-Taxのメリットは、納税者・国税当局双方にとって、申告書等がデータ化されることにより、事務処理全体の効率化やペーパーレス化が実現するという点です。

国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しており、e-Tax利用率は順調に増加

しています。

所得税等の確定申告についても、自宅からのe-Tax申告がスタンダードとなりつつあり、大阪局管内において、この方法により申告した方は、令和元年分が申告人員全体の約1割であったのに対し、令和5年分はおよそ3割(約113万人)と、大幅に増加しております。

国税当局は、普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツールであるスマホやタブレットなどから簡単・便利に手続を行うことができる、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」環境を目指しています。

申告書の作成に当たりましては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すると、自動計算で申告書を作成でき、スマホ等を利用して、簡単にe-Taxで提出することができます。

また、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル連携を行うことで、給与所得の源泉徴収票や医療費の支払金額などの各種データを一括で取得し、金額などを自動的に反映させることが可能です。

なお、令和6年1月以降にオンラインにより提出された源泉徴収票がマイナポータル連携の対象となりますので、皆様方におかれましては、給与の支払金額が提出基準である500万円以下の方の源泉徴収票についてもe-Taxで提出いただくよう、是非ご理解とご協力をお願い申し上げます。

4 消費税インボイス制度

昨年10月から開始されたインボイス制度について、国税当局としましては、制度の円滑な開始とその定着に向けて、幅広い事業者への制度周知のほか、登録要否相談会など各種説明会の開催を通じて、「個々の事業者に寄り添った」対応に取り組んできました。

納税協会の会員の皆様におかれましては、私どもから協力をお願いしたところ、インボイス制度の円滑な定着に向け、事業者の方々に対して適時的確な周知・広報を行っていた

だくなど、多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年6月末時点における大阪局の登録状況は、個人・法人合わせて75万者であり、制度開始直前の9月をピークに、申請件数は、現在、毎月5千件前後で推移しており、落ちてきております。

なお、新規開業による申請は、毎月約2千件と一定数見込まれており、今後とも、制度の円滑な定着に向けて事業者の立場で、丁寧に対応していく必要があると考えております。

5 通貨行政

通貨行政は、私が理財局国庫企画官、国庫課長の時に関与しており、今年、20年ぶりに紙幣が改刷されたことからこのテーマについてお話しします。

皆さんおなじみのお札、紙幣ですが、正しくは日本銀行券といい、日本銀行法に基づき、日本銀行が1万円、5千円、2千円、千円の4種類の額面の日本銀行券を発行しており、令和4年度末の流通高は約122兆円(記念貨幣を除く。)です。

貨幣も、皆さんがご存じの内容はすべて法律、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律、いわゆる通貨法に定められています。政府が500円から1円まで6種類の通常貨幣を発行し、令和4年度末の貨幣の流通高は約3.9兆円(記念貨幣を除く。)です。

お金と関わりのある機関を整理しますと、財務省でお金の企画・立案をし、造幣局が硬貨を製造、国立印刷局がお札を製造、日本銀行がお金を流通させるというように、役割分担をしています。

紙幣を製造する国立印刷局は、明治4(1871)年に大蔵省紙幣司として創設され、東京、小田原、静岡、彦根、岡山の各工場で日本銀行券を製造しており、パスポート、官報、印紙・証紙、郵便切手等の製造も担っております。

貨幣を製造する造幣局も明治4(1871)年創業であり、大阪市の本局の他、さいたま支局及び広島支局で貨幣の生産を行っており、

貨幣以外にも、その技術力を活かし、勲章・褒章、オリンピックメダル、高校野球選手権の優勝盾等も製造しております。

「悪貨は良貨を駆逐する」と言われますが、通貨にとって大切なのは偽造対策です。金融の安定、ひいては国の信用にも関わってきます。

通貨偽造罪というのは大変重い罪であり、刑法第148条において、行使の目的で偽造した場合は「無期または3年以上の懲役」となります。

今年の7月3日、お札を20年ぶりに刷新していますが、なぜお札を刷新するのかというと、偽造防止のためです。技術は日々進歩しているので、新しい偽造防止技術にアップデートしなければなりません。

日本のお札は、国立印刷局において、全部自前で作成していることがポイントです。日本のセキュリティインクは非常に高品質で、製造方法は超機密情報です。

このインクで深凹版印刷がベースとなり、ざらざらしたインクの盛り上がった印刷ができるほか、パールインキ、特殊発光インキ、潜像模様、マイクロ文字、高精細すき入れなどが織り込まれています。

刷新のもう一つの理由は、ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすいデザイン）の考え方を踏まえたデザインにするためです。視覚障がい者や外国人に配慮し、視覚障がい者用識別マーク及び数字の大型化等が求められ、日本の高齢社会にも対応することになります。

また、お札に肖像を採用する理由は、人は顔や表情の違いに対する識別能力に優れていることから、偽造券を見破りやすいためです。特に銀行券の印刷技術は特殊であり、プリンタで印刷すると表情が崩れやすくなります。建物や宇宙などに行っている国もありますが、日本はまだ肖像にこだわっております。

続いて記念貨幣は、1964年の東京オリンピックが第一弾で、これまで47のテーマで発行されました。

最近では、2025年4月に開幕する「2025年日本国際博覧会（略称：「大阪・関西万博」）」の成功に向けた機運醸成のため、記念硬貨を発行することが、大阪・夢洲で行われた「起工式」で発表されました。

デザイン公表時に、公式キャラクターの「ミヤクミヤク」がPRのため財務省を訪れ、財務省公式ツイッター（現X）で過去最高レベルの閲覧数を記録しました。

ここまで、現金の話をしてきましたが、現在、キャッシュレス化が進展しております。キャッシュレス決済比率について、政府は2025年6月までに40%、更に将来的には80%を目指しており、様々な推進施策もあって、キャッシュレス決済比率は一貫して増加傾向にあります。

国税庁では、納税者の利便性向上と、現金管理に伴う社会全体の事務コスト削減を図る観点から、令和7年度末までに国税のキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指して、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。令和6年4月からは、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きができる、自動ダイレクト機能が追加されております。

特に、毎月の源泉所得税など、頻繁に納付手続を行う法人に対しては「ダイレクト納付」を、毎年所得税の確定申告を行う個人に対しては「振替納税」を中心に、キャッシュレス納付の利用をお願いしているところです。

6 酒類行政

次にお酒の話をいたします。

国税庁は、酒類業の所管庁として、「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」及び「酒類業の健全な発達」に向けて様々な取組を行っています。

「酒類の課税額」と「課税移出数量」の推移について、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化、酒類を取り巻く環境の変化等

により、国内市場は全体として縮小傾向にあります。

「酒税の課税額」は、平成6年度の約2.1兆円をピークに減少傾向であり、令和4年度は約1.2兆円となっているものの、安定した租税収入として引き続き重要な役割を果たしています。

続いて、「課税移出数量」は、令和4年度は全国合計で770万2千klであり、そのうち大阪国税局管内の数量は、156万6千klと全国の約2割を占めております。

次に、日本産酒類の輸出は、清酒（日本酒）やウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まりなどを背景に、増加傾向にあり、令和5年の日本産酒類の輸出金額は、1,344億円（対前年比3.4%減）となり、過去最高となった令和4年に次ぐ高い水準となりました。

しかしながら、世界の酒類マーケット全体から見れば、いまだその金額は0.1%程度とされています。

また、政府として、農林水産物・食品の輸出金額を「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という目標を掲げており、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目を輸出重点品目に位置付けています。

このため、日本産酒類の販路拡大や認知度向上等を通じた海外市場の一層の開拓は、酒

類業の更なる発展のために必要不可欠な取組であると考えています。

また、2025年には「大阪・関西万博」が開催されます。

「大阪・関西万博」は、国内外からの想定来場者数が約2,800万人、経済波及効果が約2兆円と見込まれており、お酒の業界に限った話ではありませんが、国内需要はもとより、インバウンド効果や更なる輸出の拡大につながるものと考えております。

大阪国税局としては、このチャンスを逃すことなく、近畿のお酒を世界に向けてPRできるよう、関係する省庁や団体などと連携して、積極的に取り組んでまいります。

私の話は以上となりますが、納税協会・納税貯蓄組合連合会の皆様には、税務行政の良き理解者としてこれまでも様々な形で税務コンプライアンスの向上に向けた活動を展開していただいております。

私どもが国税庁の使命を果たすためには、皆様のご協力が必要不可欠でございます。

今後とも、納税協会及び納税貯蓄組合連合会が、魅力ある事業を活発に展開され、地域社会での存在意義を高めることができますよう、引き続き、局署を挙げて、各種事業活動を支援させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

